

★原産地証明とは

「原産地」とは貿易取引される商品の国籍のことです。従って、「原産地証明書」とは、「貿易取引される商品の国籍を証明する書類」のことです。原産地証明書本来の目的とは関係のない文言は記載できません。日本産商品の原産地証明、外国産商品の原産地証明があります。

★申請方法

- (1)原産地証明書は原則として船積み前に申請して下さい。
- (2)申請は次の書類を揃えて、当所受付窓口にご提出下さい。

< 必要書類 >

- ①証明申請書
- ②原産地証明書 必要部数+商工会議所控え1部(フォト・コピー不可)
- ③コマーシャル・インボイス1部

※証明申請書は貿易証明のページにあります。

★典拠資料のインボイスについて

- (1)コマーシャル・インボイスであること
コマーシャル・インボイス(商業インボイス)であることが必要です
(※Proforma invoice 等は典拠資料になりません)。
- (2)署名
当所に登録された署名者本人が、肉筆で署名して下さい。
- (3)記載事項
コマーシャル・インボイスに記載されていない事項は原産地証明書には記載できません。

★日本産商品の原産地証明書記載要領

- (1)原産地証明書用紙
当所所定の用紙を使用し、また当所控えについても、同様の用紙にて作成して下さい。
- (2)使用言語
英語で記載して下さい。
- (3)記載方法
 - ①インボイス記載内容の転記
記載内容は、典拠インボイス記載事項の該当内容を転記することが原則です。ただし、商品名は第三者にも容易に理解できる具体的且つ一般的な名称を記載して下さい。
 - ②記載方法
荷印の部分を除き、黒色または青色で記載してください。また、署名を除きコンピューター等による印字にて記載して下さい。

※外国産原産地証明につきましては、当所貿易証明担当までお問い合わせ下さい。